

Ⅸ. 卒業後の進路・資格等

1. 教育学部

◎ 教育職員免許状等

課程コース等		免許状	小学校教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状	高等学校教諭 普通免許状	特別支援学校 教諭普通免許状	幼稚園教諭 普通免許状
学校 教育 課程	小中一貫教育 コース	小学校主免専攻	1種	2種 1種	1種	2種	2種又は1種
		中学校主免専攻	2種 1種	1種	1種	2種	2種
	教職実践基礎 コース		1種	2種又は1種	1種	2種	2種又は1種
	発達支援教育 コース	子ども理解専攻	1種	2種		2種	1種
		特別支援教育専攻	1種	2種		1種	2種又は1種

(備考)

1. **太字**は卒業時に取得できる免許、**細字**は時間割等の条件が合えば努力次第で、取得できる可能性のある免許の例です。
2. 学校教育課程で取得できる中学校及び高等学校の免許教科は次のとおりです。
中学校：国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語
高等学校：国語・地理歴史・公民・数学・理科・音楽・美術・保健体育・工業・家庭・英語
3. 本学で取得できる特別支援学校の免許の領域は、知的障害・肢体不自由・病弱の3領域です。
聴覚障害・視覚障害の領域については、取得できません。
4. 学芸員の資格：所定の単位を修得し、申請すれば「学芸員に関する科目の単位修得証明書」が交付されます。
5. 学校図書館司書教諭の資格：司書教諭講習を受講し、必要単位を修得すれば「修了証書」が交付されます。

◎ 大学院（教育学研究科）

学部における専門教育又は教職経験の基礎の上に、教職大学院制度に基づいて学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備えた各学校種の新人教員・中堅教員（ミドルリーダー）・管理職教員（スクールリーダー）の育成を目的とする教職実践開発専攻（専門職学位課程）が設けられています。

教職実践開発専攻（専門職学位課程）には、教職実践高度化コース、教科領域指導力高度化コース、特別支援教育コースの3コースがあります。修了者には教職修士（専門職）の学位が授与されます。

2. 医学部

◎ 卒業後の資格

1. 医学科（修業年限6年）を卒業し、医師の国家試験に合格した人には、本人の申請により免許証が与えられます。

2. 看護学科の卒業要件を満たし、卒業が見込まれる人は、看護師の国家試験の受験資格が得られます。また、保健師課程を選択し必要な単位を修得した人は、保健師の国家試験の受験資格が得られます。国家試験に合格した人には、本人の申請により免許証が与えられます。

なお、保健師免許取得後、申請により養護教諭二種免許が得られますが、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の単位取得が必要となります。

※保健師課程を選択するには、2年次後学期に行う選考試験に合格する必要があります。

※助産師教育については、看護学研究科（修士課程）において行っています。

◎ 大学院

1. 看護学研究科（修士課程）

本研究科は、問題解決能力を有する看護実践者の育成と看護学の教育・研究者の素地育成を目的として、『看護学専攻2コース（研究者育成コース、実践看護者育成コース）7領域（基盤システム看護学、地域・精神看護学、成人・老年療養支援看護学、母子健康看護学、がん看護、実践助産学開発、実践助産学）で構成された看護学研究科』で各種の医療機関、保健・福祉施設、行政、教育・研究機関などにおいて、看護実践・指導・研究・教育ができる人材の育成を使命としています。修了者には、修士（看護学）の学位が授与されます。

2. 医学獣医学総合研究科（修士課程・博士課程）

教育研究の充実と進化を深めるために、医学獣医学総合研究科博士課程医学獣医学専攻には、3コース（①高度臨床医育成コース、②高度獣医師育成コース、③研究者育成コース）があります。本研究科は、高度専門職業人としての医師、獣医師及び研究者・教育者の育成を主眼とし、医学・獣医学の分野において自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、医学・獣医学の発展と社会の福祉の向上に寄与することを使命としています。

本研究科に原則として4年以上在学し、指導教員の下に、所要の単位を修得するとともに、学位審査及び試験に合格した人には、博士（医学、獣医学のいずれか）の学位が授与されます。

また、医学獣医学総合研究科修士課程医科学獣医科学専攻には、3コース（生命科学研究者育成コース、高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース、生命倫理コーディネーターコース）があります。

本専攻は、医学と獣医学を融合した高度な研究活動を実践している本研究科博士課程への進学を視野に入れた教育研究を行うものであり、また、地域社会の要請に応えうる人材の輩出を考慮した教育研究を目指すものです。そして、本専攻での修学は、医学・獣医学分野及び医療社会学分野の研究と教育、あるいは高度な診療支援に携われる人材の養成を主眼としており、生命科学の発展と社会の福祉の向上に寄与することを使命としています。修了者には、修士（医科学、動物医科学のいずれか）の学位が授与されます。

3. 工学部

◎ 卒業後の資格

全プログラムとも、博物館法施行規則に定める科目及び工学部の定める科目の所要単位を修得した人には、学芸員資格取得のための「学芸員に関する科目の単位修得証明書」が交付されます。

また、以下のプログラムの卒業生は次の資格を取得することができます。

1. 応用物質化学プログラム

- 教育職員免許法に定める科目の所要単位を修得した人は、高等学校教諭1種（理科）の免許状または高等学校教諭1種（工業）の免許状取得の資格が与えられます。ただし、卒業に必要な単位を取得し、卒業することが条件になります。
- 卒業後2年以上の産業安全の実務を経験し、厚生労働大臣の定める研修を修了すれば、安全管理者になる資格が得られます。
- 甲種危険物取扱者（第1類～第6類すべての種類の危険物の取り扱いと立ち会いが認められる資格）の受験資格が得られます。なお、大学において化学に関する授業科目を15単位以上修得した時点で受験できるので、在学中に資格を取得することも可能です。
- 卒業後、厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了した人として、毒物劇物を取り扱う製造所、営業所又は店舗毎に専任が必要な「毒物劇物取扱責任者」となる資格を有します。

2. 土木環境工学プログラム

- 測量に係る所定の科目（測量学I、測量学II、測量学実習I、測量学実習II）の単位を修得した人は、卒業後に所管機関に申請することによって「測量士補」の資格が与えられます。

3. 応用物理工学プログラム

- 教育職員免許法に定める科目の所要単位を修得した人は、高等学校教諭1種（理科）の免許状または高等学校教諭1種（工業）の免許状取得の資格が与えられます。ただし、卒業に必要な単位を取得し、卒業することが条件になります。

4. 電気電子工学プログラム

- 教育職員免許法に定める科目の所要単位を修得した人は、高等学校教諭1種（工業）の免許状取得の資格が与えられます。ただし、卒業に必要な単位を取得し、卒業することが条件になります。

5. 機械知能工学プログラム

- 教育職員免許法に定める科目の所要単位を修得した人は、高等学校教諭1種（工業）の免許状取得の資格が与えられます。ただし、卒業に必要な単位を取得し、卒業することが条件になります。

※以上の資格に関する記載内容は、予定であり変更もあり得ます。内容等に変更が生じた場合は、本学ホームページ等で随時お知らせいたします。

◎ 大 学 院

1. 大学教育の基礎の上に高度の専門的な知識を修得し、工学の発展に寄与できる技術者、研究者及び教育者を養成する工学研究科（修士課程）が設けてあり、修了者には修士（工学）の学位が授与されます。
2. 農学工学総合研究科は、農学と工学が連携・融合した教育研究領域の深化を図り、広範な知識に基づいた総合的判断力と高度な研究能力を備え、技術・知識基盤社会の形成に資する高度専門技術者の養成を目指します。修了者には博士（農学、工学、学術のいずれか）の学位が授与されます。

4. 農学部

◎ 卒業後の資格

関連科目を履修することにより、下記の表に示すような資格や免許、これらの受験資格あるいは受験上の恩恵を得ることができます。

植物生産環境科学科	高等学校教諭一種免許状（農業・理科）、学芸員、食品衛生管理者・食品衛生監視員、普及指導員、自然再生士補、JGAP指導員
森林緑地環境科学科	高等学校教諭一種免許状（農業・理科）、学芸員、普及指導員、林業普及指導員、樹木医補、測量士補、森林情報士2級、自然再生士補
応用生物科学科	高等学校教諭一種免許状（農業・理科）、学芸員、食品衛生管理者・食品衛生監視員、毒物劇物取扱責任者、普及指導員
海洋生物環境学科	高等学校教諭一種免許状（水産・理科）、学芸員、食品衛生管理者・食品衛生監視員、潜水土免許
畜産草地科学科	高等学校教諭一種免許状（農業・理科）、学芸員、普及指導員、食品衛生管理者・食品衛生監視員、家畜人工授精師、実験動物1級技術者、飼料製造管理者
獣医学科	獣医師、学芸員、食品衛生管理者・食品衛生監視員

（備考）

1. 高等学校教諭一種免許状（農業・理科・水産）：別に定める教育職員免許法の科目の所要単位を修得し、各都道府県の教育委員会に申請する必要があります。
2. 学芸員の資格：所定の単位を修得し、申請すれば「学芸員に関する科目の単位修得証明書」が交付されます。
3. 食品衛生管理者・食品衛生監視員、飼料製造管理者：卒業までに所定の単位を修得する必要があります。卒業後の勤務先で資格取得が必要となった場合に手続きを行います。
4. 普及指導員、林業普及指導員：資格取得に必要な関連の授業を受けることができるので、資格試験の受験に有利になります。なお、資格試験を受験するには大学卒業後4年以上の実務経験が必要です。
5. 測量士補、森林情報士2級、樹木医補、自然再生士補、家畜人工授精師：所定の科目の単位を修得し、その他所定の要件を満たした人は、卒業後に資格を得ることができます。
6. JGAP指導員：資格取得に関連する授業を受けることができるので、資格取得に有利になります。在学中に受験し、資格を得ることができます。
7. 毒物劇物取扱責任者：卒業後、勤務先の毒物劇物を取り扱う製造所、営業所又は店舗で必要とされる場合に、この資格をもつことができます（受験等の必要はありません）。
8. 実験動物1級技術者：所定の科目の単位を修得すれば、4年次に受験することができます。学科及び実地の両試験に合格した者は、認定登録申請により実験動物1級技術者の資格を得ることができます。
9. 潜水土免許：資格取得に必要な関連の授業を受けることができるので、潜水土免許を取得する際の受験に有利になります。在学中に受験して資格を得ることができます。
10. 獣医師：所定の科目の単位を修得すれば、獣医師国家試験の受験資格を得ることができます。

◎ 大 学 院

1. 大学教育の基礎の上に高度の専門的な知識と技能を修めるとともに、農業の近代化に即応する高度な技術者・研究者及び教育者を養成する農学研究科（修士課程）が設けてあり、修了した人には、修士（農学、水産学、学術のいずれか）の学位が授与されます。

2. 平成19年4月1日から「宮崎大学大学院農学工学総合研究科（博士後期課程）」が新たに設置されました。

農学工学総合研究科は、農学と工学が連携・融合した教育研究領域の深化を図り、広範な知識に基づいた総合的判断力と高度な研究能力を備え、技術・知識基盤社会の形成に資する高度専門技術者の養成を目指します。修了者には博士（農学、工学、学術のいずれか）の学位が授与されます。

3. 獣医学科卒業生については、平成22年4月1日から「宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科（博士課程）」が新たに設置されました。医学獣医学総合研究科は、医学部と獣医学科が連携した大学院で、高度獣医療を実践する臨床獣医師ならびに国際的に活躍できる研究者を目指す高次教育を行います。修了者には、博士（獣医学、医学のいずれか）の学位が授与されます。

また、平成26年4月1日から「宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科（修士課程）」が設置され、医学・獣医学分野及び医療社会学分野の研究と教育、あるいは高度な診療支援に携われる人材の養成を主眼とし、専門分野に偏らない幅広い基盤的知識の習得、それを基礎とした研究能力を養う教育を行います。修了者には修士（医科学、動物医科学のいずれか）の学位が授与されます。

5. 地域資源創成学部

◎ 卒業後の進路

地方公務員（県庁、市町村役場）、国家公務員、IT業界、放送局、運輸業（航空業界、高速道路等）、電気・ガス・水道業、卸・小売業、製造業（食品・飲料、繊維、化学工業、自動車部品等）、団体職員、生活関連サービス業、大学職員、教育・学習支援業、金融業、不動産業、複合サービス業、専門技術サービス業（士業、コンサルタント業等）、建設業、進学など

◎ 大 学 院

地域学、地域資源論、地域資源利活用論の3つの領域で構成される教育研究を通じ、地域に賦存する多様な地域資源の利活用から新しい創造的価値の創出を行い、今後の社会経済環境の変化に対応可能な強靱で持続可能な地域社会の形成を推進・実現することが可能な高度な専門性を確保した人材養成を目指します。修了者には、修士（地域資源創成学）の学位が授与されます。